

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：商工労働部

| 契約の名称又は品名・数量等                                    | 契約日     | 契約の相手先の名称及び所在地   | 契約金額      | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由   | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 |    | 所管部課<br>(地方機関)の名称 | 備考   |
|--|---------|--|-----------|---------------|---|----------------------|----|-------------------|------|
|  |         |  |           |               |   | 名称                   | 金額 |                   |      |
| 令和5年度離職者等再就職訓練(パソコンも学べる経理事務科)業務委託                | R5.6.20 | 有限会社Willさんいん<br>松江市朝日町498松江センタービル8F                          | 4,290,000 | 第167条の2第1項第2号 | 公募型プロポーザルにより委託先を選定。   |                      |    | 東部高等技術校           | 単備契約 |
| 島根県IT産業振興トレンドリサーチ・プロジェクト事業業務                     | R5.6.5  | 株式会社日本総合研究所<br>東京都品川区東五反田2-18-1                              | 4,991,800 | 第167条の2第1項第2号 | 公募型プロポーザルにより委託先を選定  |                      |    | 産業振興課             |      |
| 令和5年度専門高校の生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務の委託契約締結(浜田商業高等学校) | R5.6.16 | 株式会社e-Front<br>東京都新宿区新宿1-16-10 コスモス御苑ビル5F                    | 3,993,000 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務の運営にあたっては、以下の理由から(株)e-Frontが唯一の実施先と考えられる。<br>・本業務は、顧客の考え・行動の検証を通じて課題を発見し、IT導入を含む解決策を提案できる力を習得するため、顧客の課題や行動の仮説作成及び顧客へのインタビューを踏まえた仮説検証など、極めて専門性の高い理論を指導する必要があるが、同社はこうした仮説検証のプロセスに精通していることに加え、県西部において県立大学、浜田医療センター附属看護学校及び逓摩高等学校など、教育現場での豊富な指導実績を有している。<br>・本事業は以下の理由により3年程度は同じ企業が受託することが望ましい。(前回コンペR4年度)<br>①長期間に渡り高校の授業の運営を行うため、一定の経験値が必要。<br>②教材の準備等の負担が大きい。<br>③高校生の入学から卒業までと同じ3年間を同一企業が受託することで、生徒の成長に応じた的確な指導を行うことができる。(同校教員、保護者からの要望) |                      |    | 産業振興課             |      |
| 令和5年度「中学生ものづくり体験教室」事業業務                          | R5.6.5  | 島根県技能士会連合会<br>松江市西嫁島1-4-5                                    | 3,471,840 | 第167条の2第1項第2号 | 多職種の優れた技能士を学校現場に指導者として派遣でき、事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。   |                      |    | 雇用政策課             |      |
| 「観光実践」学生フィールドワーク企画運営業務                           |         |  | 5,999,246 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方でない、目的を達しない   |                      |    | 観光振興課             |      |
| タイ・島根企業連携強化プロジェクト実施における補助及びコーディネート業務             | R5.6.15 | アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社<br>代表取締役 橋内 進<br>東京都新宿区新宿1丁目34番11号 | 1,414,239 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方でない、目的を達しない   |                      |    | しまねブランド推進課        |      |
| 「しまねプレミアム飲食券」にかかる県政広報業務委託                        | R5.6.30 | 株式会社JTB山陰支店 支店長 林勇一<br>松江市東朝日町477-17                         | 1,999,800 | 第167条の2第1項第2号 | 県政広報に相応しいコンテンツの制作、テレビ局と円滑な調整などが求められる本業務を適正に実施するためには、「しまねプレミアム飲食券」の内容を熟知し、これまでに同様の情報発信を行った実績のある事業者へ委託することが最も合理的である。<br>この業務を円滑に実施できる事業者は、令和4年度、令和5年度に「しまねプレミアム飲食券」発行業務を受託し、事業内容に精通している株式会社JTB山陰支店以外に存在しないため。   |                      |    | ブランド推進課           |      |